備考）1　次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「蛍光灯照明器具」に含まれないものとする。
①防爆型のもの
②耐熱型のもの
③防じん構造のもの
④耐食型のもの
⑤車両その他の輸送機関用に設計されたもの
⑥40形未満の蛍光ランプを使用するものであって、壁掛け形又は施設用つり下げ形若しくはじか付け形のもの
⑦鉱工業用機械用に設計されたもの
⑧家具用に設計されたもの
⑨さし込み口金及び蛍光ランプ用安定器が構造上一体となったもの
⑩蛍光ランプを保護するためのグローブが透明なもの

2　Ｇ23口金に対応する安定器内蔵コンパクト形蛍光ランプを用いた卓上スタンドについては、蛍光灯照明器具に係る判断の基準②を満たすことで特定調達物品等とみなすこととする。

3　「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

4　特定の化学物質の含有率基準値は、ＪＩＳ　Ｃ　0950：2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表Ａ．１（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記ＪＩＳの附属書Ｂに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはＪＩＳ　Ｃ　0950：2008に準ずるものとする。

5　本項の「ＬＥＤ照明器具」とは、照明用白色ＬＥＤを用いた、つり下げ形、じか付け形、埋込み形、壁付け形及び卓上スタンドとして使用する器具とする。ただし、従来の蛍光ランプで使用されている口金と同一形状の口金を有するＬＥＤランプを装着できる照明器具のうち、口金を経てＬＥＤランプへ給電する構造を持つ照明器具については、当面の間、対象外とする。また、「誘導灯及び誘導標識の基準（平成11年消防庁告示第２号）」に定める誘導灯は、ＬＥＤ照明器具には含まれないものとする。

6　本項のＬＥＤ照明器具の「ＬＥＤ照明器具の固有エネルギー消費効率」とは、器具から出る全光束を定格消費電力で割った値とする（定格消費電力は、器具外部に独立型電源装置を設置する必要がある場合はその電源装置の定格消費電力とする。）。なお、調光・調色機能付器具の固有エネルギー消費効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。

7　「平均演色評価数Ra」の測定方法は、ＪＩＳ　Ｃ　7801（一般照明用光源の測光方法）及びＪＩＳ　Ｃ　8152－２（照明用白色発光ダイオード（ＬＥＤ）の測光方法－第２部：ＬＥＤモジュール及びＬＥＤライトエンジン）に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。

8　本項のＬＥＤ照明器具の「ダウンライト」とは、ＪＩＳ　Ｚ　8113：1998「照明用語」に規定されるダウンライトをいう。

9　本項のＬＥＤ照明器具の「高天井器具」とは、ＪＩＳ　Ｚ　8113：1998「照明用語」に規定される天井灯のうち、定格光束12,000lm以上のものをいう。

10　本項のＬＥＤ照明器具の「ＬＥＤモジュール寿命」とは、光源の初期の光束が70％まで減衰するまでの時間とする。また、その測定方法は、ＪＩＳ　Ｃ　8152－３（照明用白色発光ダイオード（ＬＥＤ）の測光方法－第３部：光束維持率の測定方法）に準ずるものとする。

11　ＬＥＤ照明器具の全光束測定方法については、ＪＩＳ　Ｃ　8105－５：2011（照明器具－第５部：配光測定方法）に準ずるものとする。

12　本項の「ＬＥＤを光源とした内照式表示灯」とは、内蔵するＬＥＤ光源によって文字等を照らす表示板、案内板等とし、放熱等光源の保護に対応しているものとする。ただし、「誘導灯及び誘導標識の基準（平成11年消防庁告示第２号）」に定める誘導灯は、内照式表示灯には含まれないものとする。

13　本項のＬＥＤを光源とした内照式表示灯の「定格寿命」とは、光源の初期の光束が50％まで減衰するまでの時間とする。

14　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

15　調達を行う各機関は、安全管理・品質管理が十分なされたものを、比較検討の上、選択するよう留意すること。

16　調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表１　蛍光灯器具に係る基準エネルギー消費効率

区分			基準エネルギー消費効率
使用用途	蛍光ランプの形状	蛍光ランプの大きさ	
施設用	直管形のもの又はコンパクト形のもののうち２本管形のもの	蛍光ランプの大きさの区分が86以上の蛍光ランプを使用するもの	100.8
		蛍光ランプの大きさの区分が86未満の蛍光ランプを使用するもの	100.5
	コンパクト形のもののうち２本管形以外の		61.6
家庭用	環形のもの又は直管形のもの	使用する蛍光ランプの大きさの区分の総和が70以上のもの（蛍光ランプの大きさの区分が20の直管形蛍光ランプを使用するものを除く。）	91.6
		使用する蛍光ランプの大きさの区分の総和が70未満のもの又は蛍光ランプの大きさ区分の総和が70以上のものであって蛍光ランプの大きさが20の直管形蛍光ランプを使用するもの	78.1
卓上スタンド用	直管形のもの又はコンパクト形のもの		70.8

備考）1　「蛍光ランプの大きさの区分」とは、直管形蛍光ランプのうち、高周波点灯専用形蛍光ランプにあってはＪＩＳ　Ｃ　7617－２（直管蛍光ランプ－第２部：性能仕様）の2.3.1に規定する定格ランプ電力をいい、それ以外のものにあってはＪＩＳ　Ｃ　7617－２の2.3.1に規定する大きさの区分をいい、コンパクト形蛍光ランプ又は環形高周波点灯専用形蛍光ランプにあってはＪＩＳ　Ｃ　7618－２の2.3.1に規定する定格ランプ電力をいい、環形高周波点灯専用形蛍光ランプ以外の環形蛍光ランプにあってはＪＩＳ　Ｃ　7618－２